

- 1 受付期間：令和5年4月19日から6月30日まで
（※予算の範囲内で追加募集する場合があります。）
- 2 申請方法：直接協会へ申請してください。（様式1～4、写真等）
- 3 事業実施要望があっても予算の範囲内での実施となりますので、事業採択されない場合があります。
 予算（通常の事業 [タイプⅠ又はⅡ] 県全体で2箇所程度）
 （木材利用型 [タイプⅢ] 県全体で3箇所程度）
- 4 本事業は、住民参加の緑化推進運動の活性化を目的としており、地域住民で組織する団体（自治会・婦人団体・PTAなど法人及び任意団体）及び市町村、学校（幼稚園・保育園含む。）が、公共的用地で、みんなで計画し、みんなで植栽し、みんなで育てていくことを主旨としております。造園業者等への請負は事業の対象となりません。
- 5 公共的用地とは、集会場、駅前広場、公園、学校等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地です。
 申請書に、別紙の土地利用承諾書（作成例）を参考に作成した書面（写し）を添付してください。（様式は自由）私有地や農地は、助成の対象外です。
- 6 事業区分、事業費及び交付額
 本事業費に係る事業区分（タイプ）、事業費及び事業区分の交付額は次のとおりとする。

タイプ	植栽面積もしくは延長	事業費	交付金額
Ⅰ	1 団地の面積が概ね200㎡以上もしくは延長が概ね100m以上とする。	本事業の実施に要する経費の内、苗木肥料等の資材及び標柱の経費であって総額20万円以上。	20万円以内
Ⅱ	1 団地の面積が概ね500㎡以上もしくは延長が概ね250m以上とする。	本事業の実施に要する経費の内、苗木肥料等の資材及び標柱の経費であって総額30万円以上。	30万円以内
木材利用型 Ⅲ	1 団地の面積が概ね100㎡以上もしくは延長が概ね50m以上とする。	本事業の実施に要する経費の内、苗木肥料等の資材及び標柱、木製品等（木製ベンチ等の簡易な木材利用で、植栽と一体的に取り組むもの）の経費であって総額30万円以上。但し、木材利用経費は、交付対象事業費の1/2未満とする。	30万円以内

- ・成木は補助対象になりません。苗木は2.0m以下を対象とします。1本3万円以内とし、果樹は除きます。
- ・必ず住民参加で実施して下さい。業者への請負は対象外です。
- ・標柱作成例（別紙3）を参照して表示板を必ず設置してください。
- ・木材利用にかかる木製品の材料は、県産材又は国産材のみで、外材は交付対象外です。

- 7 「延長」とは、並木等で帯状に植栽する場合の「長さ」のことです。原則として道路に植栽される街路樹は除きます。
- 8 市町村が実施主体の場合は、地域住民の参加を得て実施すること。主な参加者（〇〇地区住民、△会など）、実施形態（〇〇を記念して実施など）について記載した書面（様式自由）を添付してください。
- 9 団体からの実施要望、申請の場合、団体の規約（写し）、役員名簿（写し）の添付してください。